

農地の転用には 許可が必要です！

8月「農地の無断転用防止強化月間」です。

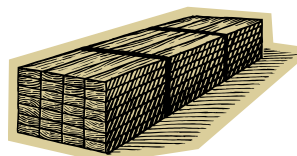
※※※※※ ご注意ください ※※※※※

- ・農地は無断で転用できません。
- ・農地転用許可（市街化区域の場合は届出）が必要です。
- ・無断転用したままでは、原則、他の農地転用許可申請ができません。

農地を宅地や駐車場、資材置場・太陽光発電パネル用地など、農地以外の目的に利用する場合は、事前に地区の農業委員・推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。



無断
転用
禁止



農地は
貴重な資源。
大切に
守りましょう！



・・・・・・問い合わせ先・・・・・・

〒857-8585

佐世保市八幡町1番10号（市役所10階）

佐世保市農業委員会事務局

TEL24-1111（内線3062～3065）